

土木工事標準積算基準書

〔公表用〕

令和7年10月1日以降

宮 城 県 土 木 部

1 適用範囲

土木工事標準積算基準書内の「国土交通省直轄」及び「各地方整備局及び北海道開発局」を「宮城県」に読み替える。

2 基準の適用

工事費の積算における基準は、公告日又は指名通知日の前月の積算基準を適用する。
なお、WTO案件工事請負契約の場合は、公告日又は指名通知日の前々月の積算基準を適用する。

3 材料費

価格は、公告日又は指名通知日の前月の設計単価とする。
なお、WTO案件工事請負契約の場合は、公告日又は指名通知日の前々月の設計単価とする。
設計単価は、「土木部標準単価決定要領」によるものとする。

4 歩掛

見積の場合は、「見積徴収基準」によるものとする。

5 端数処理

工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。

6 施工箇所が点在する工事の積算について

施工箇所が複数あり、施工箇所が100m程度を超えて点在する工事を対象とする。
なお、通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。
ただし、これにより難しい場合は個別に考慮できる。

7 総価契約単価合意方式について

「総価契約単価合意方式」は適用しない。

8 設計変更について

1 一般事項

- (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

2 設計変更における材料単価の取り扱いについて

- (1) 工事増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。
ただし、現地の取合等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- (2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
- (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
- (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更設計時点単価）により積算するものとする。

3 設計変更の計算例

請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。

・設計額

設計変更の際、元設計および変更設計の種別、細別等の金額は全て官積算額とする。

・設計変更の要領

設計変更の積算は、次の方法により行う。

$$\begin{aligned} \text{変更請負対象額} &= \frac{\text{原請負代金額（税込）}}{\text{（落札率を乗じた額）}} \times \text{変更請負対象設計額} \\ \text{変更請負代金額} &= \text{変更請負対象額} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(例) 原請負代金に係る設計額105,000千円 原請負代金額102,900千円

第1回変更請負対象設計額115,000千円

$$\text{変更請負対象額} = \frac{102,900}{105,000} \times 115,000 = 112,700 \text{千円}$$

$$\text{第1回変更請負代金額} = 112,700 \times (1 + 0.05) = 118,335 \text{千円}$$

第2回変更請負対象設計額105,000千円

$$\text{変更請負対象額} = \frac{102,900}{105,000} \times 105,000 = 102,900 \text{千円}$$

$$\text{第2回変更請負代金額} = 102,900 \times (1 + 0.05) = 108,045 \text{千円}$$

第3回変更請負対象設計額110,000千円

$$\text{変更請負対象額} = \frac{102,900}{105,000} \times 110,000 = 107,800 \text{千円}$$

$$\text{第3回変更請負代金額} = 107,800 \times (1 + 0.05) = 113,190 \text{千円}$$

(注) 1) 変更官積算とは、官単価、官経費をもとに当初官積算と同一方法により積算する。

2) 請負額、官積算額は消費税相当額を含んだ額。

3) 消費税率 = 消費税率 + 地方消費税率